

## 新規裁定請求者の請求手続

(4月2日以降に65歳に到達・老齢基礎年金を新規に請求される方)

- ① 日本年金機構から年金の請求書とあわせて給付金の請求書が入った封筒が郵送される  
(誕生日の3か月前)
  - ② 同封の請求書に記載事項を記入
  - ③ 年金の請求書にあわせて、給付金の請求書を年金事務所へ提出

